

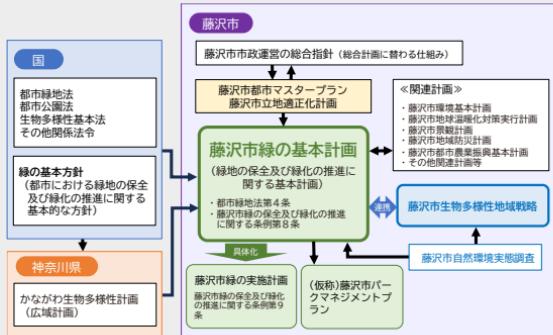
序章 緑の基本計画とは(本編P1-8)

1 計画改定の趣旨

- 「緑の基本計画」は、都市における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための緑とオープンスペースに関する総合的な計画
- 前回の改定(2011年(平成23年)7月)から10年以上が経過するなか、関係法令の改正やみどりを取り巻く社会経済情勢等に変化が生じていることなどを踏まえ、計画を改定

2 計画の位置づけと役割

- 「都市緑地法」及び「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、策定(改定)
- 「藤沢市都市マスター・プラン」を上位計画とし、本市の関連計画等と整合・連携
- 国が定める「緑の基本方針」や県の「広域計画」などとも整合



<関連する主な計画などと本計画との関係>

3 計画期間

- 目標年次は、概ね20年後の2050年(令和32年)に設定(藤沢市都市マスター・プランとの整合)
- 中間年次は2035年(令和17年)とし、社会経済情勢の変化等と整合を図るために、必要に応じて計画を見直し

4 計画の構成

・本計画は全6章で構成

5 緑とは

- みどりの多面的機能を、大きく4つ(防災・減災、景観、環境保全、レクリエーション)に分類
- ・本計画に係る取組は全て「グリーンインフラ」の考え方を取り入れているものとして、各種施策を展開

<緑の定義>

緑	樹木や草花などが単独若しくは一体となって構成されている空間またはそれらの要素を指し、水辺・水面も含まれます。
みどり	樹木や草花といった「緑」や、公園・河川・農地・街路や生きものの生息・生育環境などの緑によって構成されている空間だけでなく、市民一人ひとりの身近にある、安全安心・快適性・景観など、まちを構成する様々な環境を含めた多くの価値観を、幅広く表現する際は「みどり」を使用します。
緑地	「緑地」とは、社会的・制度的に一定の保全・担保がなされているものを指しており、都市公園や特別緑地保全地区のように法令で位置づけられているものなどが該当します。
緑被	樹林地・農地・草地・宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園・学校の校庭・街路樹等の「緑」や水辺・水面などを指しており、「緑被率」は市域における「緑被」の割合を指します。 なお、緑被は法令による担保がない緑も含まれます。
緑化	緑を創出するための人為的な行為を指します。

第1章 藤沢市のみどりの現状と課題(本編P9-28)

・本市のみどりの現況を次のとおり整理

＜藤沢市のみどりの現況＞

1 藤沢市の特長	・三大谷戸、斜面樹林、農地、海岸林、江の島など、市内のかけがえのない緑の保全の取組を進めています。
2 藤沢市のみどりの現況	・相続の発生に伴う保存樹林や生産緑地、地域森林計画対象民有林、農業振興地域・農用地区域などの緑地が特に減少しています。 ・公園の整備や民有地の緑化などにより新たに創出された緑地があります。 ・自然環境実態調査の結果、多くの調査箇所で豊かさ・重要性の減少傾向がみられたものの、水辺環境の復元などにより、評価があがった緑地などもあります。
3 緑の基本計画を取り巻く状況	・民間活力を活かすなかで、公園を一層、柔軟に使いこなすための法制度が創出されたほか、「使われ活ける公園」の実現などの方針が示されました。 ・カーボンニュートラルの実現やウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現、生態系ネットワークの確保、緑地の量的拡大・質的向上、人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現が求められています。 ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択や「生物多様性国家戦略 2023-2030」、「かながわ生物多様性計画2024-2030」の策定・改定が行われました。
4 前計画の取組	・重点事業・リーディングプロジェクトを中心に、緑地の保全、公園の整備、みどりの普及啓発等の各種取組を進めてきました。 ・前計画における緑地の確保目標は達成できていませんが、緑被の確保目標は達成できています。 ・都市公園の面積は着実に増加しているものの、人口増加の勢いが上回り、1人当たりの都市公園面積の確保目標は、達成できていません。
5 市民等が主体のみどりに関する取組状況	・市民意識調査における「まちと自然環境との調和がとれていること」について、過去の調査（最高値）からは、実現度が低下しています。 ・公園に対する満足度は概ね高い結果となっていますが、愛護会の認知度が低い状況にあります。 ・市民や市民活動団体により、様々な緑地保全・美化活動等が行われていますが、メンバーの高齢化や担い手不足、活動の形骸化、技術的な支援・活動資金の確保等が問題となっている団体もあります。また、企業において、環境配慮や社会的責任意識が高まっており、緑地保全に関するCSR活動が進められています。 ・みどり基金により、市内に残る貴重な緑を保全してきましたが、将来的な緑地の取得を考慮すると基金の残高が不足している状況にあります。

・本市のみどりの現況などを踏まえた課題を抽出し、5つの視点で分類

＜藤沢市のみどりの課題＞

1 みどりを まもる視点	・多様な生きものが生育・生息できる三大谷戸を中心とした、市内のかけがえのないみどりを、将来にわたり、守り育てていく必要があります。 ・既存の都市公園や市有山林等について、適切な管理水準の確保と計画的な施設更新、樹林地復元に取り組む必要があります。 ・地域森林計画対象民有林、保存樹林等の法や条例等による緑地や公共施設緑地、民間施設緑地、市有山林等について、保全の担いabilityを高める仕組みを検討する必要があります。 ・公民連携による公園の管理運営など、高齢化や将来の人口減少を見据え、担い手の育成や持続可能な管理運営の仕組みを検討する必要があります。また、DXをはじめ、新技術の利活用により、取組の効率化を図る必要があります。
2 みどりを ふやす視点	・市民にとって身近な都市公園や居心地の良いオープンスペースの確保に取り組む必要があります。 ・公共施設や民間施設の再整備などの機会を捉え、緑の確保に取り組む必要があります。 ・CSR活動の働きかけや、屋上や壁面を活用した緑化、植栽の複層化等による緑地の確保等、良好な緑地の確保に取り組む必要があります。
3 みどりを つなぐ視点	・本市の骨格となる水（引地川・境川等）と緑による多面的な機能の維持・発揮や、豊かな生物多様性を育むエコロジカルネットワークの形成に取り組む必要があります。 ・まちづくりと連動した魅力的な街路空間の創出や、良好なみどりの空間の整備、みどりの空間を活かしたイベント等の開催による、まちのにぎわいの創出、人と人のリアルな交流などを生み出すオープンスペースの確保に取り組む必要があります。
4 みどりを ひろめる視点	・生物多様性センター（長久保公園）や生物多様性サテライトセンター（遠藤芭蕉谷公園）を中心に、みどりや生物多様性に関する魅力的な講習会・展示会等を積極的に行い、普及啓発の更新なる取組を行っていく必要があります。 ・様々な媒体や機会を用いてみどりに関する情報を発信し、緑に関わる人材を育てていく必要があります。 ・工場の緑化や屋上や壁面を活用した緑化、住宅の庭先の緑化など、公共空間以外の緑化の普及啓発に取り組む必要があります。 ・身近なみどりをより良好な状態に保つため、市民・事業者・行政等による協働の取組を推進する必要があります。
5 みどりと くらす視点	・市民が緑に触れることで、大切さを知り、地域への愛着を深め、実際に行動することにより、緑を活かしたまちの魅力向上につなげていく必要があります。 ・公民連携や地域ごとの公園ルールの検討など、市民ニーズに即した特色や魅力のある公園づくりに取り組む必要があります。 ・災害対策やまちなかのヒートアイランド対策など、社会課題の解決に向けたみどりの積極的な活用が求められています。 ・少子高齢社会などにおける人を中心のまちづくりへの機運の高まりなどから、コミュニティ活動や健康づくりの場として活用するなど「使われ活ける公園づくり」、「子どももまんなか公園づくり」、「心豊かな生活を支えるサードプレイス」の確保が求められています。

第2章 緑地の保全及び緑化の目標(本編P29-38)

1 基本理念

市民一人ひとりの志と活動のもと、みどりを「まもる(保全)」「ひやす(創造)」「つなぐ(連携)」「ひろめる(普及)」「くらす(共生)」の観点にたち、みどりあふれる質の高い都市をめざします。

2 みどりの将来像

みどりの将来像： 湘南のみどりと共にくらすまち ・ふじさわ

◆未来のライフスタイルのイメージ(一部抜粋)

オシャレな緑の空間がまちなかに増えたから、外を歩く機会が増えたし、近くの公園でランチを楽しむことが日課となつたね。

そうい

植物や施設が丁寧に手入れされた公園や緑地は、市民活動団体や企業、行政が協力しあった維持管理が日常となっています。

芝生が広がり、その周りには花々が彩りを添えています。公園で「禁止されること」がともたちは木登りや虫取り、ど、自由に遊んでいます。大人たちは本を読んだり、おたり、のんびりとしたひとときます。

公園の使われ方も
多様化してゐるね。



3 基本方針

- ・5つの基本理念(まもる、ふやす、つなぐ、ひろめる、くらす)を踏まえ、緑の将来像を実現するため、17の基本方針を設定

(17の基本方針は、第4章に記載)

4 緑地の保全及び緑化の目標

対象区域:本市全域(約6,956ha)

目標名	基準年次 2025年(令和7年)	目標年次 2050年(令和32年)	最終目標
緑被率に関する目標	約32.2%(R6値)	現状維持	現状維持
緑地率に関する目標	約24.6%	約25.6%	約30%
市民1人当たりの都市公園面積 に関する目標	約5.4m ² ／人	約6.4m ² ／人	約10m ² ／人
緑の質の確保に関する目標 (「まちと自然環境との調和」の実現度)	約79%(R6値)	約82%以上 (毎年度の目標)	—
ネイチャーポジティブに に関する目標 (緑地保全活動への参加人数)	約4,700人(R6値)	約5,000人 (毎年度の目標)	—

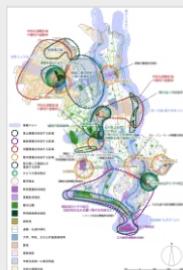
第3章 緑地の配置の方針(本編P39-66)

1 主要な系統別緑地の配置方針

- ・「防災・減災」、「景観」、「環境保全」、「レクリエーション」の4系統に分けて配置方針を設定



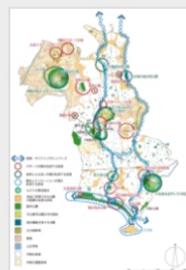
<防災・減災系統>



<景観系統>



<環境保全系統>



<レクリエーション系統>

2 総合的な緑地の配置方針

○広域的視点による骨格的緑地の配置方針

- ・「水とみどり軸」や「みどり軸」といった骨格に、三大谷戸や主要な都市公園を拠点として加え、公園緑地などの均衡のとれた配置を推進
- ・隣接市町や樹林地の連続性に配慮しながらエコロジカルネットワークを形成

○流域を踏まえた地域別の方針

- ・市内の3流域(境川、引地川、相模川)における「みどりの現状」、「みどりの方針」を位置づけ



<川名清水谷戸>
(境川流域)



<石川丸山谷戸>
(引地川流域)



<遠藤笹窪谷(谷戸)>
(相模川流域)



<広域的な緑地の配置方針図>

3 都市公園の整備・管理の方針

- ・都市公園の整備・管理に関する「基本的な考え方」や「各種方針」を位置づけ

4 地域性緑地の配置方針

- ・法(特別緑地保全地区等)、条例(保存樹林等)に基づく方針を位置づけ

5 緑化重点地区・保全配慮地区

- ・緑化重点地区(重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区)として、「藤沢市都市マスタープラン」に基づく都市拠点(片瀬・江の島を除く。)を設定
- ・保全配慮地区(重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区)として、三大谷戸及び都市拠点(片瀬・江の島)を設定

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策(本編P67-90)

基本理念	基本方針	施 策	主な取組
1 みどりを まもる (保全)	(1) 樹林地及び樹木の保全	施策①:法令等を活用した担保性の高い緑の保全	・三大谷戸の永続的な保全をめざし、特別緑地保全地区等をはじめとした法令による保全施策の検討<重点プログラム> ・30by30に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取組・支援
	(2) 藤沢らしい緑の保全	施策②:里山や斜面樹林、農地、海岸林等の緑の保全	・樹林地評価の手法を確立するとともに、評価の高い一団の緑地の保全策を検討<重点プログラム> ・三大谷戸の保全の取組の推進
	(3) 質の高い公園・緑地環境の確保	施策③:公園・緑地等の樹木や施設の適切な管理・更新	・施設の定期的な点検及び「藤沢市公園施設長寿化計画」に基づく施設改修等の実施 ・市有山林の再生(樹林地復元)の計画的な実施
	(4) 生きものの生息・生育空間の保全	施策④:多様な生きものが生息・生育する環境の保全	・生きものの生息・生育環境の変化をモニタリングするため、自然環境実態調査を継続的に実施
2 みどりを ふやす (創造)	(5) 公園・緑地の整備の推進	施策⑤:計画的な公園・緑地などの整備による緑豊かな都市空間の形成	・都市計画公園・緑地や身近な公園への未到達区域内の公園整備を優先的に推進<重点プログラム>
	(6) 特色ある緑化の推進	施策⑥:地域の特色を活かした緑化の推進	・市の木「クロマツ」や市の花「フジ」、郷土樹種等、地域の歴史・文化・特色を活かした緑化の推進
	(7) 施設緑化の推進	施策⑦:公共・民間施設緑化の推進	・「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づき、公共施設や民間施設の良好な緑地の創出に向けた誘導
3 みどりを つなぐ (連携)	(8) エコロジカルネットワークの形成	施策⑧:河川や緑道、街路樹、民地などの縁によるエコロジカルネットワークづくり	・本市の「水とみどり軸」である引地川緑道の延伸に向けた取組の推進
	(9) 広域的な緑のネットワークの形成	施策⑨:隣接する市町とのつながりを意識した緑のネットワークづくり	・連続した緑や河川などの広域につながる緑の保全・利活用について、隣接する市町との連携を検討
	(10) 多様な人々のつながりの創出	施策⑩:みどりを活かした人々の交流・活動の活性化	・市民や事業者、NPO法人、市民活動団体、学校など、マルチパートナーシップにより、みどりに関する取組を行う、又は、行おうとしている市内のステークホルダーのマッチング
4 みどりを ひろめる (普及)	(11) みどりに関する積極的な情報発信	施策⑪:様々な媒体を活用した「みどり」や「生物多様性」の情報発信	・みどりや生物多様性に関する情報などについて、本市ホームページをはじめ、指定管理者と連携したSNSや広報紙、ポスターの掲示、メディアなどによる情報発信に努めるとともに、DXの視点からデータベース化や情報を蓄積
	(12) 生物多様性センターを拠点とした普及啓発活動	施策⑫:生物多様性センターやサテライトセンターにおける講習会等の開催	・長久保公園にある「生物多様性センター(みどりの相談所)」について、施設の老朽化等に伴う建替え、機能の増進 ・川名清水谷戸や石川丸山谷戸周辺に、サテライトセンター機能を配置し、既設の遠藤笹窪谷公園とともに、みどりや生物多様性の普及啓発に関するネットワーク構築に向けた検討<重点プログラム>
	(13) 緑化・緑地保全活動への参画・人材育成	施策⑬:緑化・緑地保全活動の担い手となる人材育成の取組の推進	・公園愛護会の設立や活性化に向けた支援
	(14) 環境学習の推進	施策⑭:緑を活用した環境学習の推進	・指定管理者と連携し、長久保公園や遠藤笹窪谷公園を中心とした、みどりや生物多様性に関する自然観察会や講座、イベント等の充実
5 みどりと くらす (共生)	(15) 住まいの緑化活動の促進	施策⑮:市民の身近な緑化活動の促進・支援	・みどりの贈り物(記念樹)や生垣設置用苗木の配布 ・市民の植物に関する疑問や相談への対応
	(16) 地域の緑との共生	施策⑯:市民ニーズを捉えた柔軟な緑の利活用	・「(仮称)藤沢市パークマネジメントプラン」に基づく、市民ニーズを捉えた柔軟な管理運営
	(17) みどりに関わるマルチパートナーシップの推進	施策⑰:マルチパートナーシップによる緑地保全・美化活動等の推進・促進	・NPO法人等との連携による緑地等の保全に関する協働事業の推進

ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりを「まもる」アクション

- 遠藤笹窪谷公園で生きものを観察してみよう!!
- 公園や川などの水辺空間でカワセミを探してみよう!!
- 緑地を保全する活動に参画してみよう!!

◆みどりを「つなぐ」アクション

- 大庭城址公園や引地川親水公園などの桜の名所を巡ってみよう!!
- 緑道やサイクリングロードを利用して、季節ごとに藤沢市の南北を移動してみよう!!
- 歩きながら、みどりのあるお気に入りの空間を探してみよう!!
- ウォーキングマップなどのコースを歩いてみよう!!

「フジロードマップ」や「健康の森少年の森 フットバス」、「健康づくりウォーキングマップふじさわ」、「ふじさわ歩くプロジェクトオリジナルウォーキングマップ」などを作成しています

◆みどりを「ふやす」アクション

- プランダヤやバルコニーで植物を育ててみよう!!
- 道路から見える場所に木を植えてみよう!!
- 緑のカーテンにチャレンジしてみよう!!
- 公園やまちづくりのワークショップに参加してみよう!!

◆みどりを「ひろめる」アクション

- 長久保公園(生物多様性センター)や遠藤笹窪谷公園(生物多様性サテライトセンター)のホームページやSNSをチェックしてみよう!!
- 長久保公園や遠藤笹窪谷公園の講習会や自然観察会に参加してみよう!!
- 身の回りのみどりやお気に入りのみどりの風景をSNSで発信してみよう!!
- 「緑と花のまちづくり」コンクールに応募してみよう!!

◆みどりと「くらす」アクション

- 植物の気になることを「緑の相談コーナー(長久保公園)」で質問してみよう!!
- 人生の節目に記念樹を植えてみよう!!
- 公園愛護会や身近な美化活動に参加してみよう!!
- お気に入りの公園を見つけて、ゆったりとした時間を過ごしてみよう!!
- 家の周りを生垣にしてみよう!!

「出生・結婚・パートナーシップ宣誓・新築」に際し、お祝いの記念樹を配布しています
安全で快適なまちづくりのため、藤沢市民を対象に「生垣用苗木」を無償で交付しています

敷地境界に柵等を設ける場合は、道路側に生垣や植栽をすると、緑が豊かに見えます

【みどりの重点プログラム】

本市の緑の現状や課題を踏まえ、優先的かつ重点的に取り組む施策

○三大谷戸の永続的な保全

・川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹塗谷(谷戸)については、各谷戸の保全方針などを踏まえた上で、具体的な施策を展開

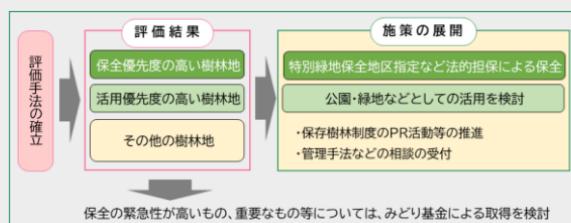
三大谷戸	保全の方針(主なもの)
川名清水谷戸	→都市計画道路横浜藤沢線の道路計画の動向を注視しつつ、保全計画の策定に向けた検討 →市民活動団体との協働による貴重な緑地の保全
石川丸山谷戸	→土地所有者の理解を得ながら特別緑地保全地区や公園・緑地として都市計画決定の検討 →市民活動団体との協働による里地里山環境の保全
遠藤笹塗谷(谷戸)	→遠藤笹塗特別緑地保全地区内の樹林地(市有地)は、市民活動団体等と連携した良好な里地里山環境の保全 →遠藤笹塗谷公園については、指定管理者や市民活動団体と連携した「生物多様性の保全と体験に特化した公園管理」の推進



〈三大谷戸位置図〉

○樹林地保全のための総合的施策の推進

・樹林地の保全・活用の樹林地評価手法を確立した上で、市内の主な樹林地を調査
・永続性が担保される緑地(法や条例による指定)面積の拡大をめざすとともに、良好な緑地として維持管理がなされるよう施策を展開



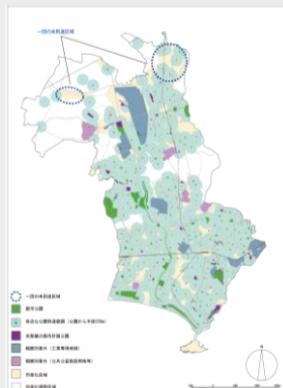
〈樹林地の評価手法と活用の流れ〉



〈境川特別緑地保全地区〉

○身近な公園への未到達区域の解消

・市街化区域内の身近な公園までの未到達区域(図面中で薄い黄色の区域)の解消
・一団の未到達区域(図面中で青い点線で示した区域)については、公園整備計画を検討



〈身近な公園への到達範囲図〉

○ネイチャーポジティブの実現

- ・市内の緑地の連続性を確保し、エコロジカルネットワークを形成
- ・生物多様性センターやサテライトセンターを中心に、生物多様性やみどりの普及啓発に関するネットワークを構築
- ・生物多様性やみどりの普及啓発に関する取組の形骸化や担い手の高齢化等に備え、新たな担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、活動の継続性を確保



<CSR活動における緑地保全の取組>
(稲荷の森(ふるさとの森))



<地元中学生との交流事業(生物多様性)>
(生物多様性サテライトセンター)

第5章 計画推進と各主体の役割(本編P91-94)

1 各主体の役割

- ・多様な主体(市民、市民活動団体、教育・研究機関、事業者、行政)がそれぞれの役割を担い、連携・協働することで効率的に進めていくことが必要

2 計画の推進体制

- ・府内の関係部署と横断的な連携
- ・指定管理者と協働で、人材育成や環境整備を推進
- ・市民や事業者、大学などの研究機関、市民活動団体など多様な主体による連絡体制を構築し、マルチパートナーシップによる取組の推進



3 財源の確保

- ・限られた予算を有効に活用するため、整備すべき公園、保全すべき緑、増やすべき緑の優先度に応じた計画的な事業の推進
- ・みどり基金や森林環境譲与税基金を含めた財源の確保

4 計画の進行管理

- ・「藤沢市緑の実施計画(アクションプラン)に基づく進行管理を実施
- ・進行管理に関する内容は、毎年、「藤沢市みどり保全審議会」に報告
- ・中間年次(10年後)における目標達成状況などを踏まえ、本計画の見直しを検討

